

議案第40号

三朝町に収入役を置かない条例の設定について

次のとおり三朝町に収入役を置かない条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成14年3月22日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町に収入役を置かない条例

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項ただし書の規定に基づき、三朝町に収入役を置かない。

第2条 収入役の事務は、助役が兼掌する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

2 三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる</p>

特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 町長
- (2) 助役

第2条以下 略

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
町長	略
助役	略

別表第2（第5条関係）内国旅行の旅費

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	略
町長	略
助役	略

特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 町長
- (2) 助役
- (3) 収入役

第2条以下 略

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
町長	略
助役	略
収入役	略

別表第2（第5条関係）内国旅行の旅費

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	略
町長	略
助役	略
収入役	略

前 五 年	前 五 年
(百圓)	(百圓)
町長 105 圓 (町長 105 圓)	町長 105 圓 (町長 105 圓)
助役 45 圓 (助役 45 圓)	助役 45 圓 (助役 45 圓)